

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長 次に、階猛君。

○階委員 国民民主党の階猛です。

私からも、拙速な審議は百害あって一利なし、そして、国会というのは、委任立法を法務省に丸投げする機関ではありません。憲法四十一条で唯一の立法機関ですから、この国会の場で根幹の部分についてはしっかり議論をして、足らざるべきは補うべきだということをまず申し上げます。

その上でですが、私も国民民主党では、きよの午前中の予算委員会でも後藤委員が指摘していました。提案していただきました。地方の人材確保への配慮、これが今の法案では抜け落ちていく。幾ら人材不足を補うといっても、外国人の方は条件面で恵まれている都会の方に集中して、私の岩手もそうですが、結局人手不足は解消しないのではないかと、こういう問題意識があります。

きよの午前中の答弁で総理は、全体として地方の分もカバーできるような枠をとると言っていますが、幾ら枠を設けても、労働選択の自由、職

業選択の自由、移動の自由があるわけですから、これは必ずしも、地方に人材がとどまる、そういう保証にはならないのではないかと思います。どうやって地方の人手不足の解消につなげていくのか、この点についてまず御答弁をお願いします。

○山下国務大臣 お答えいたします。

私も岩手におりましたので、岩手の状況も承知しているつもりでございますが、確かに、全国各地で人手不足が深刻化する中で、地方における人手不足の対応は、これはもう政府全体として取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

そういった中で、今回の外国人の受入れ制度が、人手不足の本場に深刻な分野において、人手不足の状況に応じて外国人材が入国してくるということになると、これは必ずしも大都市圏に限らず、地方においても人材の受入れが進むのであろうというふうに考えております。

ただ、他方で、就労の在留資格というのは、法律上、これは別表の記載をそのまま読み上げますと、本邦において行う活動を定めるものでござい、ます。したがって、一般法である入管法において、特定の地方に限定した活動を法律で定めて外国人を例えば地方に強制的にとどまらせることは困難ということになります。

ただ、地方で人手不足が深刻な業種、こういったものがあるかと思えます。そうしたものに配慮しつつ、必要な外国人材を地方にどう確保していくかということについて、例えば分野別運用方針などに記載できないか、そうしたことを業所管

省庁としっかりと詰めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 私、冒頭言いましたとおり、こういうところを詰めるのは法務省ではないんです。この場なんですよ。

今、働き手不足が深刻だということでのこの法案を出していらっしゃる、そういう中で、地方の働き手不足は今のままでは、法案上は何も書かれていなくて、解消されないのではないかと。検討するとおっしゃっていますけれども、今の段階ではそのアイデアはないということですか。

○山下国務大臣 この入管法の法案のたてつけにつきましては、例えば、これは、入管法は、入国、在留する外国人の動向や経済社会の情勢の変化に即応するため、まず、法律事項としては、出入国管理、在留管理の仕組み、そして在留資格の種別などを法律事項として定めます。しかし、在留資格に関する具体的な細部事項は、臨機に対応が可能な法務省令の下位法令に委ねております。

例えば、入管法七条、これにつきましては、これは上陸審査基準省令というものを定めておりますが、これについて、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定める基準というのは法務省令で定めるということを七条に明記してあるわけでございます。

そして、こういった広範な裁量を法務大臣に認めるこの入管法のたてつけにつきましては、委員も私も弁護士でございます、よく御存じのマクリーン最高裁判決におきまして、法務大臣は、出入国の管理及び在留の規制の目的である国内の治安

などなど、労働市場の安定など国益保持の見地に立って、国内の政治、経済、社会上の諸事情など諸般の事情をしんしゃくし、時宜に応じた的確な判断をしなければならぬ、このような判断は、事柄の性質上、出入国管理行政の責任を負う法務大臣の裁量に任せるのでなければ到底適切な結果を期待することができないということで、これは在留資格の更新の規定ではありますが、概括的に規制され、その判断が特に定められていないことを最高裁判決が是認しているわけでございます。そうして、私も、入管のこのたてつけに基づいて大枠で在留資格を法律事項として定める。そして、例えば……

○葉梨委員長 簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案したものについては法務省令で定めておろすということでございます。

○階委員 マクリーン事件判決、私は知っていますけれども、当時の入管法と今回政府が出されている法案、新たな目的が加わりましたよね、人手不足の解消。これは従来なかったわけです。人手不足の解消という意味でいえば、しっかり地方に人が入ってくるような仕組みを法案の中で決めないと。法務省に丸投げ、法務大臣に丸投げではだめだと思えますよ。人手不足の解消をこの法案の目的とするのであれば、私は、今ここでちゃんとした案を示さなくてはいけないと思っています。

案がないんですね、地方の人手不足解消のための案は。もう一回、簡潔に御答弁をお願いします。○葉梨委員長 山下法務大臣、簡潔にお願いします。

す。

○山下国務大臣 その点につきましては、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準ということで考えております。

○階委員 法務省令で決めるだけで、今の段階では何も案は持ち合わせていないということですか。○山下国務大臣 地方の問題にしましては、これはこの入管法だけで解決できるものではございません。これについては、やはり政府全体を挙げて考えていく。地方の人手不足の問題、これは当然、法務省の所管を超える問題もございます。労働法制の問題でもございます。あるいは地方創生の問題でもございます。そうしたことを総合的に考慮するということになるかと思えます。

そうした中で、外国人材の受入れということに関して、法務省は、従来の例えば在留資格の規定ぶり、それに従ってこの法案を、案をつくり、この委員会で御審議いただいているわけでございます。

○階委員 結局、地方の人材確保については、この法案だけでは何ともならないということも言われているわけですね。だから、そこが、私たちは、ちゃんと議論をした上で、この法案について結論を出していくべきだと考えております。

それから、地方でも都市部でもそうだと思うんですが、中小企業は、外国人材を受け入れる場合に、ある程度の日本語能力がないと教育が大変なんです。建設現場なんというのは人手不足が深刻ですけれども、一方で、安全面も重要ですね。

これは、まかり間違つて現場での指示が的確に伝わらなかつたとした場合、重大事故につながりますよ。

今回の法案で、新たな在留資格が与えられるための日本語能力、これは具体的にどの程度が要求されるのか、明確にお答えください。

○山下国務大臣 日本語能力につきましては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度で能力を有することを確認されることを基本とした上で、受入れ業種ごとに、業務上必要な日本語能力水準、やはり業種によって専門用語とかがございます、そうしたことも踏まえて、業務上必要な日本語能力水準を考慮して、具体的に確認することにより測定することとしております。そういった程度に日本語能力を有することを入国時の要件というふうに考えております。

○階委員 さっぱりわからないんですけども、例えば、現場で外国人の方と一緒に働いている方からすると、N4以上は必要だというようなお話もよく聞くんですね。そうじゃないと会話が成り立たないで危険だということを言うんですよ。

このN4、例えば建設業というN4とか、N3だとまた低過ぎると思うんですね。最低でもN4とか、そういう考え方というのは今のところないんですか。

○山下国務大臣 N4とかN3というのは特定の日本語試験の基準をお話しになっているんだらうと思いますが、その点については、今回についてはやはり業種ごとに求められる日本語の例えば語彙であるとかそういったものも違ってくるのでは

ないかということ、一律にN3、N4という形で考えるということとはしていいということではないかと。思います。

○階委員 だから、一律にとは申しませんよ。建設業ではどうですか、建設業では。ここに限ってもいいですよ。今の段階で、建設業界ではどの程度の日本語能力が必要か、案はありますか。

○山下国務大臣 今、業種ごとのお尋ねでございます。業種ごとの建設業ということになると、建設業にどういった日本語が必要であるのかということについては、やはりこれは業所管庁に聞いていただかないと、なかなか私から……（階委員「だめです、それをまとめているのが法務省でしょう」と呼ぶ）いやいや。ただ、それがどういふことなのかということと、その業所管庁から聞いていただくわけですから、ぜひ、そういったこと、業所管庁について呼んでいただければというふうに思っております。

○階委員 業種ごとに異なるとはいつても、やはり最低限必要なレベルというのはあると思うんですよ。それが全く白紙で我々は委任していいのかという話ですよ。先ほど言いましたよ。安全面も大事ですよ。日本語ができない人が来て、重大事故が起きたらどうするんですか。せめて、最低限のレベルとしてN4とか、そういうことは必要だと思えますよ。法務省は業所管庁じゃないから答えられないということではなくて、やはり全体を取りまとめて、そして、新たな出入国在留管理庁という役所までつくって、三百十九人もふやして、そして適正な入国管理、在留管理をしようという

わけだから、せめてそれぐらいは答えてもいいんじゃないですか。お願いします。

○山下国務大臣 先ほども申し上げたように、日本語能力については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本とした上で、やはり受入れ分野ごとに業務上必要な日本語能力というのを考慮して、具体的に確認するというところで御理解賜ればと思います。

○階委員 あと、後藤委員の午前中の質疑の中でも、外国人の待遇ということ、待遇が中抜きさじやないか、ピンはねされたりして、低くなるんじゃないか、こういう問題も指摘されてきました。それで、私の方でちよつとまとめてみましたけれども、特定技能と現行制度との比較ということでありませう。

中抜きすることがこの特定技能の中で可能なかどうかということ、例えば、技能実習にもさまざまな問題がありますけれども、監理団体というところが許可制になり、業務の適正化が図られる。あるいは、監理団体以外の仲介、あつせんについては、右の方に書いていますけれども、もしやつた場合は、違法だということ、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金が科される。これは営利団体の仲介とかあつせんも認められないということ、不当、不法な中抜きができないようになっていきますが、今回の特定技能では、これが法律上はできるようになっているんですね。これは間違いないですか。大臣、大事なところで。当然、本質的なところなので、答えられると思います。

さい、中抜きができるというのは具体的にどこの部分か。申しわけございません。

○階委員 私が今指摘したのは、この「監理団体」というところがありますよね、その下に、「監理団体以外の仲介・斡旋」「営利団体の仲介・斡旋」、こういったものが特定技能の制度では、現行の制度と異なっていて、可能であるように読めるわけです。この認識でいいのかどうか、お尋ねします。

○山下国務大臣 特定技能の制度につきましては、監理団体というものを設けておりませんので、そうしたことは可能であろうと……（階委員「可能なんだ」と呼ぶ）仲介やあつせんはということについてはですが、ただ、そういった段階で、例えば過剰な保証金であるとか、そういうものを払っていないとか、そういったものについては、これは、在留資格認定証明書交付の審査の際に、しっかりと見るといふことでございます。

○階委員 在留資格認定の段階でしっかりと見るといふのは、ちよつと隠れて見えにくいと思えますが、全ての制度に共通してあるわけですね、在留資格認定についてちゃんと行うというものは。その上で、労働の条件とかが適正かどうかというところは、計画認定というところを見ていただくと、今回の制度では、既存の制度とは違って、届出だけで足りる、こういうふうな緩い仕組みになつていふと思えます。ほかの制度は、真ん中と右端、建設就労と技能実習、これは計画の認定が必要だということ、緩いたてつけになつております。かつ、監督官庁も、先ほど来、所管の省庁

じやないので答えられないと言っていますけれども、まさに所管ではない法務省の外局である出入国在留管理庁が監督官庁として単独で行うということなんです。

ほかの部分を見ますと、建設就労であれば国土交通省も監督する、あるいは技能実習であれば厚生労働省も監督するということが、所管の省庁じやないと答えられませんと言っている法務省でちゃんと監督できるんですか。中抜き、防止できるんですか。

○山下国務大臣 監理団体がなく、あるいは計画認定がないことについては、これは、技能実習というのは、実習計画をずっとやっていたかということ、この実習計画の実施の監理が必要だから、こういった監理団体が必要なのではないか、ね。

特定技能というのは、一定の専門性や技術を持つ外国人、即戦力となっている方に働いていただく資格ということでございますので、こうした監理団体というのが、概念がちよっと想定できないということでございます。

ただ、他方で、届出制ということではございますが、受入れ機関というのは、これは在留資格認定の時に必ず出してもらおうということになっております。そうしたことで、しっかりと雇用契約の適切性を確認するということもありますし、また、例えば指導助言であるとか、あるいは報告徴求、立入検査、そういったことが入国管理局ができる、改善命令を出して、それに違反したら罰則もかけられるということで、そういった担保をさせてい

ただきたいというふうに考えております。

○階委員 監理団体以外の、監理団体がそもそもなくて、そして、その結果、いろいろな団体が仲間あつせんをして、中抜きができるということは大臣も認められているわけです。しかも、所管の業務の官庁が監督機関でないということ、幾ら届出段階でいろいろな基準を出されたとしても、これが本当に監督し切れるのかどうか、これもはっきりしません。

さまざまな問題点が、きょう、この十七分の質疑だけでも明らかになったと思います。さらなる審議の深掘りを求めまして、私の質問を終わります。